

# 最高裁判所の後見人報酬に係る提案について（概要）

日本弁護士連合会

## 1 基本的な視点（本文1頁）

▶専門的知見を有する専門職が、本人の権利擁護のために、安定的に後見人等の職務を遂行することができる体制整備は不可欠

専門職後見人等の報酬が、職責に見合ったものであることが必要

▶無報酬事業への報酬助成制度の拡充は、総合的な取組の中で位置付けられ、報酬算定の在り方と一体のものとして取り組まれるべき

報酬を検討するための前提として議論が必要

## 2 無報酬事業への対応の不可欠性（本文2頁）

▶成年後見制度利用支援事業拡充のための自治体への働きかけ

▶算定された報酬が本人の資産から貰えない場合には、成年後見制度利用支援事業による報酬が受けられるようにすることが不可欠

## 3 新報酬算定案の具体的な問題点の一例（本文2頁）

(1) 基本的な事務に対する報酬の必要性

(2) 管理財産額と報酬額の算定

(3) 後見事務を適正に評価するための課題

① 後見事務の多様性

② 基本的事務と付加的事務の区別と実質的な「質」の評価

③ 具体的かつ実質的な評価に係る裁判所の事務負担

(4) 新報酬算定案が掲げる評価要素の不十分性

① 困難事業の評価

② 一回的な法的課題への対応の評価

(5) 後見監督人等に求められる事務と報酬算定要素

## 4 各家庭裁判所と各地の専門職団体の協議の重要性（本文4頁）

▶報酬算定基準の策定に当たり、各家庭裁判所と各地の専門職団体の間での十分な協議が必要

▶後見事務の内容の類型化・定期的な処理では評価することが難しい対象であることの考慮が必要

▶最高裁と専門職団体との協議継続が必要

※詳細は「最高裁判所の後見人報酬に係る提案について」をご参照ください※

平成31年1月22日

## 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」に関する意見

日本司法書士会連合会  
後見制度対策部利用促進ワーキングチーム

平成30年12月25日に最高裁より示された「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」について、当連合会後見制度対策部利用促進ワーキングチームにおいて検討を行い、追加又は削除すべきと思われる項目について青字で記入（取り消し線を含む）したので、以下、その補足説明をする。

### 1 複数選任の場合の報酬の按分について

参考資料冒頭には「※専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。」と記されている。これは、1名の後見人が選任されている場合に付与されるであろう報酬額を2名で按分する、という趣旨と理解されるところである。

しかしながら、あえて2名を選任することには、財産管理が複雑、あるいは身上保護が困難といった諸事情が背景にあるわけで、2名が選任されることによって、より良質な後見が行われることが期待され、そのような結果となっているはずであるから、これら2名の報酬の合計額を、1名を選任した場合と同額の範囲に抑えなければならないという理由はないものと考える。よって、この点については、実情に応じた柔軟な対応をお願いしたい。

### 2 「動産処分」と「同行支援」の追加について

「主な後見事務」の財産管理事務に「動産処分」を、身上保護事務に「同行支援」を追加した。

「動産処分」に関しては、不動産の任意売却時や転居時における自宅内の動産処分が典型例ではあるが、売却や転居以外にも動産を処分する必要は生ずる（空き家管理のためやゴミ屋敷状態の解消など）ため、一つの項目として追加すべきと考える。

「同行支援」については、事実行為ではあるが、後見人等が自らの車や公共交通機関によって本人と移動を共にする機会は不可避的に生ずるものであるとともに、支援の体制や本人の財産状況によっては、全ての移動を親族や福祉関係者又は介護タクシー等の方法によって補うことができず、後見人等による直接の支援が必要な場合が出てくるからである。また、同行が長時間にわたる場合は加算要素とすべきと考える。

### 3 「事務の具体的な内容」の追加について

標記参考資料においては、2の継続中における、「後見制度支援信託・支援預金の契約」から「保険金請求及び受領」まで、3の終了時においても「事件終了の関係機関への通知」から「後見事務報告書の提出」までの事務の具体的な内容欄が空白となっている。

そこで、「不動産任意売却」、「不動産賃貸管理」、「相続手続」、「訴訟外示談」、「債務整理」、「遺産分割協議」、「火葬・埋葬の契約」、「葬儀契約」について、「事務の具体的な内容」を追加した。

これらの事務については、必ずしも全ての後見人等が経験するわけではない内容も含まれているものと思料するが、ここに標準的な事務内容を記載しておくことに意義があると考えたからである。

### 4 虐待への対応加算について

1の初期の「財産管理の基本方針決定及び収支予定表の作成」欄に「経済的虐待への対応」を、「身上保護の基本方針決定」欄に「身体的虐待等への対応」を加算要素として追加した。経済的、身体的、精神的又は心理的虐待からの回避というは、後見事務における極めて大きな課題であり、これについては記載しておくことが相当である。

### 5 不動産現地調査について

1の初期の「本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握」欄に「不動産現地調査」を加算要素として追加した。本人が遠方に不動産を所有している場合（旧来の実家や別荘地など）、賃貸物件を保有している場合、係争物件を保有している場合など、就任時に不動産の現地調査を行わなければならないケースは少なからず存在する。このような場合は、通常に比べて確実に財産調査に要する時間と労力を要するため、追加したものである。

### 6 確定申告における税理士への依頼について

2の継続中の「確定申告手続」において、「税理士依頼」が減算要素として掲げられているが、確定申告手続には、簡便なものもあれば複雑なものもあるため、一律に減算要素とすることには賛成しがたい。不動産の精緻な評価が必要となるケースや、複雑な金融商品に基づく収入についての申告などにおいては、後見人等が自ら申告を行うよりも税理士に依頼した方がはるかに本人の利益に繋がる場合もあり得る。また、このようなケースにおいて税理士に依頼する場合も、各種資料の提供や事情説明などの打合せが必要となるなど、一概に事務が軽減されるとも言いたい。よって、税理士に依頼したことのみをもって一律に減算要素と捉えることについては、再考を願いたい。

### 7 「本人の心身、生活状況の把握」における在宅加算と「親族との協議」について

本人が入院中や施設等に入所中であるなど、ほぼ24時間の看護、支援ができる

状況にある場合と、自宅や知人宅に在宅中のため、本人の状況を把握する必要性が生じる状況下にある場合では、後見事務に費やす労力に大きな差異があることは明白である。したがって、本人が在宅の場合は、一定程度の加算要素とすべきと考える。

また、標記参考資料の身上保護事務において「その他の各種申請（福祉サービスを含む。）」、「医療契約」、「住宅の増改築契約」、「転居」の加算要素として「親族との協議」が掲げられているが、親族との協議が一律に加算要素となり得るのかについては疑問なしとしない。なぜなら、上記のようなケースにおいて、親族と通常のコミュニケーションが取れる場合は、その親族と協議することは当然であり、むしろ、親族と協議することもなくこれらの事務を行えば後見人等への信頼は大きく損なわれる可能性が大きいからである。したがって、これら項目における「親族との協議」は「事務の具体的な内容」欄に転記すれば良いと考える。

#### 8 遺骨の保管について

後見業務完了後に親族への引継ぎが困難であるケースとして、財産の引継ぎは終了しても遺骨の引取りを拒否されるケースが存在する。このような場合は、後見人等が事務所や自宅で数か月間遺骨を保管しなくてはならない事態に陥る。

そこで、遺骨を長期間保管するような場合は加算されるべきと考え、3の終了時の「火葬・埋葬の契約」欄に「遺骨の保管」を加算要素として追加した。

#### 9 「提出の遅延、添付書類不足」の減算について

提示された案では、提出の遅延に加えて添付書類不足が減算要素として掲げられている。提出の遅延については尤もであるが、添付書類については、ある書類を添付すべきかどうか後見人等と裁判所とで判断が異なる場合もあるうし、裁判所によって報告時に添付すべき書類についての考え方方が異なり、ある府には不要だが、別の府には必要といったケースも存在するのではなかろうか。したがって、「添付書類不足」を一律に減算要素とすることについては再考を願いたい。

#### 10 本人の金融資産の少ない場合の後見人報酬について

参考資料とは直接の関係性はないが、例えば、その事務内容から後見人報酬として50万円を審判できるが、本人の金融資産が25万円しかない場合、裁判所は50万円と審判を下す（ただし受領できない部分については本人の資産回復後受領すること、といった注記等を加える）のか、25万円以下の審判を下すのか。この点については、個々の裁判官による判断に任せるのでなく、統一的な処理をしていただきたいと考える。

## 新たな報酬算定基準検討のための参考資料

※「基本的」事務は、すべての事案において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務であり、いずれも主要なものを挙げている。  
※基本的事務における「基本的方針」とは、日常的な後見事務についての方針を指している。  
※専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。

主な後見事務		事務の具体的な内容	報酬の加減要素の例		
1 初期(就任時から初回報告まで)					
財産管理事務	基本的	本人財産の状況と財産管理面でのニーズ・課題の把握	・事務記録の開設・複数 ・本人・親族からの財産の引継ぎ ・財産物権の確認(財産権証申立てを含む。) ・金融機関等への預貯金等への貯蓄	・預貯金口座多数(加) ・財産・収支実績(加) ・財産賃貸面積(加) ・不動産賃貸面積(加)	
	基本的	財産目録の作成		・財産目録(加)	
	基本的	金融機関等への後見人届出	・金融機関・保険会社・年金事務所・市町村各窓口(介護保険・医療保険等)・税務署等に届出	・金融機関等多数(加)	
	基本的	財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	・定期報告までの方針決定 ・定期報告までの方針決定	・本人・親族等の意向調整面積(加) ・親族間調整面積(加) ・経済的判断への対応(加)	
身上益被保任事務	基本的	本人の心身・生活状況と身上益被保任面での課題の把握	・本人・親族との面談 ・医療・福祉関係者からの聴取	・支障者キャラクターとの確認(加) ・本人・親族等の意向調整面積(加) ・費用的判断への対応(加)	
	基本的	身上益被保任面の基本的方針決定	・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定		
報告事務	基本的	後見事務報告書(初回)の提出		・提出の遅延・添付書類不足(減)	
2 繙続中(初回報告後から終了まで)					
財産管理事務	基本的	財産の維持管理	現金・預貯金	・財産の管理と把握 ・定期的収支の把握 ・本人の生活費その他の各種費用の支払 ・現金出納帳の作成 ・収支に関する資料等の保管	・収支確認(加)
			有価証券	・証券会社からの交付書類等の確認	
			不動産	・定期賃貸面積等の変更 ・維持管理・修繕 ・火災保険の締結・更新	・維持管理面積(加)
			その他財産		・維持管理面積(加)
	基本的	財産管理の基本的方針決定	・次回定期報告までの方針決定 ・財産状況に変化があった場合の方針変更	・本人・親族等の意向調整面積(加) ・親族間調整面積(加)	
	付加的	後見制度支援信託・支障預金の契約			
	付加的	不動産登記手続	・本人の意思確認 ・親族との協議 ・戸籍謄本提出 ・登記料支拂・登記料・手数料・登記手数料等の決定 ・購入希望者対応(登記交渉・見学対応等) ・契約書の審査	・不動産の性質・規模・状況(加) ・登記面積(加) ・支障者キャラクター(加) ・登記費用(加) ・登記人負担(加) ・後見人負担登記手続(加)	
	付加的	不動産賃貸管理	・賃租賃貸契約締結・更新 ・火災保険契約・更新 ・賃借人募集	・不動産の性質・規模(加) ・登記面積(加) ・登記人負担(加) ・後見人自ら管理(加)	
	付加的	動産処分	・動産内の財産の区分・売却 ・自動車の区分・売却		
	付加的	相続手続	・金融機関・信託会社・年金会社等手続 ・自動車等の登記手續	・相続財産の内容(加) ・財産様式(加) ・後見人自ら登記手續(加)	
	付加的	訴訟外示候	・対立当事者の意向確認 ・争議の承認・棄却・契約書の締結 ・銀行借入 ・競争	・経済的判断(加) ・経済的判断(加)	
	付加的	債務整理	・債務状況調査 ・債務整理の判断・決定 ・本人の意思確認 ・和解協約締結	・経済的判断(加) ・債務者多額(加)	
	付加的	遺産分割協議	・相続人扶養 ・相続財産調査 ・本人の意思確認 ・相続人間の意向調整	・経済的判断(加) ・相続手続(加) ・分割協議作成(加)	
	付加的	贈与・遺産・民事再生		・経済的判断(加) ・相続手續(加)	
	付加的	賃貸・寄付		・項目出願の回数・内容(加) ・支障提出の回数・内容(加)	
	付加的	保険金請求及び受領		・経済的判断(加) ・請求手続(加)	
	付加的	確定申告手続	・添付書類等の準備	・申告手続(加) ・相続手続(加)	
身上益被保任事務	基本的	本人の心身・生活状況の把握	・定期的な本人との面会 ・親族や医療・福祉関係者等からの聴取	・在宅(加)	
	基本的	身上益被保任面の基本的方針決定	・医療・福祉関係者等とのカンファレンス ・定期報告までの基本的方針の決定 ・人間関係の意向調整書の更新 ・本人の心身の状況に変化があった場合の方針変更	・支障者キャラクターとの確認(加) ・本人・親族等の意向調整面積(加)	
	付加的	精神支援	・面接申請・精神疾患実態 ・医療面 ・精神面 ・監禁面	・精神面の属性(加)	
	付加的	年金受給申請			
	付加的	生活保護受給申請			
	付加的	介護保険申請・内容変更	・介護保険認定の申請・更新 ・介護保険負担限度額認定の申請・更新 ・介護保険高額介護サービス費追付申請		
	付加的	障害者医療費認定申請・内容変更			
	付加的	その他各種申請(福祉サービスを含む。)	・(福祉サービスについて)本人の意思確認 ・親族との協議	・親族との協議(加) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加)	
	付加的	医療契約	・本人の意思確認 ・親族との協議	・親族との協議(加) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加)	
	付加的	住宅の増改築契約	・本人の意思確認 ・親族との協議 ・増改築の目的と範囲・益費の検討	・親族との協議(加) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加) ・火災保険改築契約(加)	
	付加的	結婚	・本人の意思確認 ・親族との協議 ・入院先(介護・医療施設を含む。)の選定 ・入院契約締結 ・入院・退院に伴う事務手続	・親族との協議(加) ・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの出席(加) ・火災保険(加) ・配偶者手続(加)	
その他	基本的	本人との健診面談の様式・維持	・定期的な本人との面会 ・自身の健診・相談面談	・相続手続(加) ・特別な対応を要する本人・親族複数(加)	
	付加的	後任の後見人への適正な引継ぎ		・引継ぎ面積(加)	
	報告事務	基本的	後見事務報告書(定期)の提出	・提出の遅延・添付書類不足(減)	
3 終了時					
財産管理事務	基本的	事件終了(死亡等の事実を含む。)の關係者間への通知			
	基本的	債務の弁済		・特定困難(加)	
	基本的	賃貸計算			
	基本的	親族への財産引継ぎ		・引継ぎ面積(加)	
	付加的	火葬・埋葬の契約	・墓地及び骨壺等の確認 ・遺骨の搬送	・遺骨の引取(加) ・後見人が喪主(減) ・遺骨の保管(加)	
	付加的	葬儀契約	・葬儀の内容 ・死別・夫の死別確認と喪主負担者の決定 ・葬儀の日程・規模・面積の決定 ・参列者への連絡	・葬儀を主管(加)	
	付加的	相続人募集		・相続人多数(加)	
	付加的	相続財産管理人選任申立て			
報告事務	基本的	後見事務報告書(最終)の提出		・提出の遅延・添付書類不足(減)	

平成 31 年 1 月 22 日

最高裁判所「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」及びその補足説明並びに  
「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」に対する意見書

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
利用促進法対応対策部会

## 第 1. 総論

「報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価する」ことについて、方向性としては賛成する。しかし、以下の第 2. 及び「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」「同補足説明」のように整理した場合、様々な問題点があり、第 3. の意見・要望に詳述しているとおり、後見人等の報告事務が増えるだけでなく、家庭裁判所の監督事務も膨大になることが懸念されるため、導入にあたっては慎重な配慮を求める。

また、同時に、成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度の適正運用が担保されない限り、新たな報酬算定の導入は、第 3. の意見・要望に示したように専門職後見人の報酬の実質的切り下げになるおそれがあるため、導入にあたっては成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度の拡充が必須である。

そのため、導入については、十分な周知期間を確保し、場合によっては導入時期を延期する等も含め慎重な対応を求めるとともに、導入後の状況の検証の実施及び検証期間の設定等の考慮を求める。また、各地の家庭裁判所においては、導入の際には必ず三士会等との意見交換を含む十分な協議の機会を設けることを求める。

## 第 2. 新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）（現状の問題点に対する最高裁判所の改善案）の整理

### 1. 後見報酬に関して指摘される点とそれに対して考え方される方策

#### （1）「基本報酬」という考え方を採用しない

後見事務の内容を問わずに一定の報酬額を付与する「基本報酬」という考え方を採用しない方向

△現状の問題点：後見事務の内容にかかわらず一定の報酬が一律に付与される。

#### （2）財産額を基準に報酬を算定する考え方を採用しない

財産額が多額であっても後見事務が複雑とは限らず、財産額を基準に報酬額を算定する考え方を採用しない方向

△現状の問題点：財産額が多額であるだけで報酬額が高額になる。

### （3）身上監護事務や被後見人支援事務についても高く評価

財産管理事務以外の身上監護事務や被後見人支援事務についても高く評価する方向

→現状の問題点：財産管理事務以外の事務は、報酬算定の際に評価しづらい。

## 2. 考えられる方向性＝報酬算定の方法

報酬は、後見事務の難易度及びその事務の質に応じて評価する。

→現状の問題点：基本的に、後見事務の内容より財産額を基準として報酬が算定される。

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」「同補足説明」によると具体的には次のようになる。

（1）「標準額」：「基本的」事務、「付加的」事務につき後見事務を類型化し、その標準的な難易度に応じて「標準額」を定める。

（2）「標準額の加減」：事務の質に応じて額を加減して具体的な金額を算定する。

まず、標準額があり、これに所要の加減をするのが、「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の表における「加減要素の例」。

（3）「基本的」事務、「付加的」事務：「基本的」事務は、すべての事案において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務のこと。

「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の表における「基本的」「付加的」の表示がこれにあたる。

また、「付加的」事務も「基本的」事務同様に、事務の質に応じて「付加的」事務の「標準額」を加減して具体的な金額を算定する。

## 第3. 意見・要望

### 1. 財産額の多寡を考慮すべきである

身上監護事務を重視するという理念には賛成であるが、他方で、財産管理事務を不当に軽視することになる方向性は容認できない。

管理財産額が多額であること自体によって、財産管理の責任が重くなる点を正当に評価すべきである。そのため、財産額に応じた基本報酬体系は、変更を要するとしても、一定の範囲で残すべきである。

このことは、不動産仲介、不動産賃貸管理、訴訟手続、登記手続等社会一般的商習慣において経験蓄積されてきた事実である。例えば、民事訴訟費用の算定においても訴訟物の価額が基礎とされるなど、社会において物の価値の高低が様々な費用の算定基準となっており、成年後見制度における後見人の報酬算定において財産額を考慮しないという考え方はこれら社会通念からすると特異な考え方であるばかりか、推定相続人における後見報酬の債務化という新たな問題が生じるおそれがあるため、一定程度財産額を考慮したバランスの取れた報酬体系とすべきである。

また、個別の財産管理業務について正当に加算を考えるのであれば、財産額に応じ

た加算の程度は検討の余地があると考える。財産額を考慮要素から一切排除することは相当でない。仮に報酬体系から財産額の多寡を完全に排除した場合、財産や収入が少ない事件においてそれらに見合わない報酬が付与されることになる。そうすると、後見人は報酬付与額を受領できず債権（被後見人からみると債務）が生じて累積された結果、後見終了時には相続人が債務を承継して後見人が相続人に未受領報酬を請求することになり、相続人は相続放棄を余儀なくされ、相続人から財産や収入に見合わない報酬体系に新たな不満が生じ、苦情が申し立てられる可能性がある。

## 2. 報告方法等について

(1) 身上監護事務は、法律行為及びそれに付随する事実行為であるのであれば、各家庭裁判所は身上監護の評価をする上でどのような説明、報告を後見人等に求めているのか、報告方法等を具体的に明らかにすることが求められる

　身上監護事務を重視するという理念には賛成であるが、何をどのように評価するのか説明が必要である。

　後見人等に求められる身上監護事務としては、例えば①入院等医療に関する契約の締結、費用の支払、②本人の住居の確保に関する契約の締結、費用の支払、③老人ホーム等の施設の入退所に関する契約の締結、費用の支払、処遇の監視、異議申立て等が考えられるが、飽くまで後見人等の職務とされているのは、法律行為及びそれに付随する事実行為である。

　本人の身上監護の重視の名ものと、純粹な事実行為を後見人等の業務と捉えたり、またその部分を含めて評価することはないと思うが、今一度、後見人等に求められる身上監護事務の具体的な内容及びその範囲について、言い換えれば、身上監護の評価をする上で家庭裁判所がどのような説明、報告を後見人等に求めているのかについて、具体的に明らかにすべきである。例えば、今後の介護サービス計画を策定するためのサービス担当者会議に出席し、本人の意向を確認するために本人とも頻回に面談した場合、その報告方法はどのようにするのか。

(2) 報告において後見業務（特に身上監護）を適切に判断してもらうために、報告及び資料が多種多様多量になり、後見事務（報告）が繁雑になることは避けるべきである

　後見の具体的な事務について、「遺産分割」、「不動産売却」、「施設入所契約」等ある程度類型化することは可能であるが、他方、これらの類型ごとに事務を比較し、ある類型の事務は他の類型の事務に比し、難易度が高い又は低いなどと判断することは困難である。

　なぜなら、事務の難易度は、本人の意向、管理財産の価値の多寡、他の支援者の力量や助力の程度、親族の理解の程度、当該事務を行うための時間的制約、当該事務を行わなければならない背景的事情等様々な要素によって変わるものであるからである。そして、このことは、異なる類型の事務だけでなく、同一の類型の事務内でも同

じことが言える。このことによって、類型化における「標準額」によって一律に報酬を算定するとなると、その「加減」も含めて、後見事務の困難さをアピールしたくなり、後見事務の負担が増加するばかりか、その報酬付与の結果に対し、評価してもらえなかった後見人側の不満が蓄積する要因となる危惧がある。

本来、事務の質が高い・低いという「質」のことであれば、それを評価するのは成年後見制度の利用者である本人である。しかし、本人の評価を、報酬算定に反映させるのは非常に困難である。その中で、「基本的」事務においての「加減要素」、「付加的」事務においての「加減要素」は、先ほど述べたように各事案によって難易度が異なり、各後見人等がその主張をしないと「加算」されないとなると、客観的要素につき主張する手間が嵩むとともに、自己の主観的要素が入り込むことも考えられ、提供される資料が膨大になるおそれがある。また、その家庭裁判所の判断に対し異議が言えないとしても反論等をする専門職が増える懸念がある。それらによって、家庭裁判所の事務が滞ってしまう懸念がある。

### (3) 報告様式（書式）の整備

事務の質・難易度に応じた報酬体系に見直すのであれば、後見人が実際に行った後見事務の内容を裁判所が把握し適切に評価するための定期報告書及び報酬付与申立書の改訂が必要不可欠である。基本計画が言うように全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、改訂後の書式は申立て書式、添付書面も含めできる限り全国統一のものとして等しく支援を受けられるようすべきである。

また、複数の裁判所管轄の事案を抱える専門職特有の問題ではあるが、報告様式の決定、報酬算定の判断は裁判官の裁量に委ねられるとしても、裁判所によってその書式、添付書類が異なるのは非常に煩わしく、報告書作成に時間がかかり添付書類不足となる要因ともなる。また、今後、親族後見人、市民後見人、法人後見等の拡充を図っていく中では、できる限り報告様式も統一すべきである。

## 3. 報酬の算定

### (1) 報酬目安がないと申立時に説明が出来ない

基本的な事務をしていれば報酬が付与されるが、金額までは示さないとすると、「基本的事務」及び「付加的事務」の報酬目安がないと申立時に説明が出来ないし、混乱するのではないか。そのため、「めやす」的なものを裁判所が提示することが望まれる。

新たな報酬算定の考え方でも後見事務を行っていく上で基本事務が存在することを前提にして、その標準額を定めるとしている。であるならその標準額を合算したものが基本標準額になるはずであり、その額は明確に示すことが望ましい。

### (2) 減算については慎重に扱うべきである

減算については、後見人等が善管注意義務に違反して本人に損害を与えた場合や、親族が後見人であって扶養義務等の範囲内に事務が含まれる場合に限られるべきである。後見人は善管注意義務に違反しない限り、その広範な裁量によって本人の権利義務を護る活動をするのであるから、事務の執行方針によって報酬が加減されるのであれば、後見人の裁量に対する事実上の制限となる。

### (3) 報酬の算定等の開示について

報酬について加点減点方式を採用するのであれば、具体的に個々の事件の報酬付与審判時において、申立人に対し、どの点について加算され、どの点について減額されたのかを書面で示すことを求める。後見人としての執務の在り方の見直しや後見報酬についての親族への説明においても有益である。

## 4. 成年後見制度利用支援事業が改善されてはじめて最高裁判所事務総局家庭局のスキームが可能となる

後見事務自体は非常に困難であり、多くの時間を要するにもかわらず、本人に資産がないため報酬が付与されない例がある。また、市区町村が報酬助成制度を用意している場合であっても、付加的事務に対する付加報酬まで手当されるような基準とはなっていない。付加的事務を行って報酬額が加算されても、その原資がなければ絵に描いた餅にしかならない。無報酬案件や、本人の資産から報酬を支弁できない案件に対する手当なしに今回の報酬体系変更は理解が得られない。

報酬の付与をある程度見込める案件について報酬額が減り、困難だが財産額が少ない案件について報酬付与の審判がされても、財産がそもそもない場合は支弁を受けられないという状況になると、困難案件はますます受託できなくなると思われる。ドイツのように、報酬定額制で、国家が決め、国家が報酬を出す制度も検討すべきだとの方もありうるが、日本では早急な実現は難しいと思われる。したがって、今のような報酬付与の在り方の見直しは本来、成年後見制度利用支援事業（報酬助成）が行き渡り、市区町村長申立要件等も廃止され、全件について正当な報酬が保障されるようになってから、実行すべきである。

厚生労働省は「成年後見制度利用支援事業の実施率が 80%」としているが、実態は、「首長申立案件に限る」「社会福祉協議会案件に限る」「後見類型案件に限る」「生活保護受給案件に限る」「年間 2 件の予算限り」等々の足枷があり、限定的な実施が少なくなく、非常に利用しにくい。確かに実施はされているが利用はできないという市区町村が多い。

当法人が 12 月に緊急に行った報酬に関するアンケート（会員 8300 人中 300 人回答）の結果から次の①～③を考慮すると、専門職後見人が事務を行ったにもかかわらず、まったく報酬を受領していないか、受領しても非常に低額な報酬しか付与されていない案件が現状でも 300/3035 件（約 1 割）あると考えられる。今回の報酬体系

の変更の内容を考慮すると、成年後見制度利用支援事業が整備されないままであつたとすると、問題がさらに大きくなる可能性がある。

- ①本人に資力がないため申立てをしていない件数が 58 件、
  - ②報酬付与の審判はされたが何らかの事情で報酬を受領できていない件数が 63 件、
  - ③本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていない件数は 179 件
- ①+②+③=300 件

当法人の会員が受託している成年後見等の件数は約 45000 件であるので、単純には計算できない部分もあるが、その 1 割に当たる 4500 件が現状でも専門職後見人が事務を行ったにもかかわらず、まったく報酬を受領していないか、受領しても非常に低額な報酬しか付与されていない状況がある。(アンケート結果は別紙参照)

厚生労働省に対して、形だけの統計ではなく、完全実施の市区町村、限定実施（類型限定・申立限定・生活保護限定等）の市区町村、申立助成のみ実施の市区町村、報酬助成のみ実施の市区町村、予算未実施の市区町村等国民目線での統計を出していくよう働きかけをしていただきたい。

また、東京都において実施率が 50% を下回っているのは、東京都ないしは各市区町村が独自施策（あんしん生活創造事業等）を行っているからであるが、その理由は成年後見制度利用支援事業の利用のしにくさにある。障害者の場合（必須事業）と高齢者の場合（任意事業）との申請方法の違いも利用のしにくさとなっている。

なお、市区町村としては、限定を外し利用促進が図られた場合どれだけ予算が必要なのかということを把握したいはずである。厚生労働省に対して、先進的取組として、完全実施をしている市区町村の実績を公表し、市区町村の計画策定の支援をするよう働きかけをしていただきたい。

今後、報酬体系が変わった場合、身上監護が困難な事務の報酬の付与は高額な金額が審判されるが、本人の財産が少ないため後見人等の被後見人等への債権、被後見人等への求償権が残り続ける事案が増加することが懸念される。審判に基づく請求権ではあるが、後見人と被後見人が利益相反関係に立つようにも見え、問題を残す。

我々専門職後見人は今回の利用促進基本計画に基づき各市区町村計画が策定され、実行されることに積極的に関与していきたい。しかし、報酬体系の変更は、その気勢をそぐことにつながりかねないことを危惧する。

なお、障害者の団体の構成員から、成年後見制度利用支援事業等の報酬助成制度無くして、財産の少ない障害者の後見人等に対し高額な報酬付与審判が行われることとなることは避けて欲しい、成年後見制度が利用し難くなるとの意見を耳にする。

## 5. 後見事務等を業者等に委託した場合（確定申告等）の報酬の加減について「減」とすることの問題

確定申告を専門家に委託した場合を減額要素とすることには反対である。後見事務

を、専門的能力を持つ第三者に委託することは、本人の利益に適うものである。また、いたずらに加算のために後見人が委託すべき業務を自ら行い、本人に不利益を及ぼすことも懸念される。事務の方針によって、報酬が加減されることは、後見人の裁量を事実上制限することになる。

少なくとも、専門家に依頼した場合は減額要素とせず、後見人が自ら行った場合に、加算要素とするようにすべきである。

#### 6. 報告書提出遅延・添付書類不足について

報告書提出遅延、添付書類不足が減額要素となっているが、その運用については柔軟な対応を求める。報告書提出遅延も添付書類不足も、事情がある場合もあるので、一律に減額することには疑義がある。

#### 7. 「後見人の属性による差異について」の裁判所の考え方

専門職後見人、親族後見人及び市民後見人に付与される報酬の違いは、「標準額」においての違いではなく、「加減要素」の有無、「付加的事務」の有無によって変わらぬのか、それとも、専門職後見人は「事務の質」が高いため今まで選任されてきた経緯があるので、「標準額」においても違いがあるものと考えているのか、今回示された案では必ずしも明確ではない。

専門職後見人（後見人等候補者名簿登載者）は、「後見の専門職」として、研修を自主的に受け知識を身につけ、報告等により団体の支援指導監督を受けることにより経験を積んでいる者であるが、その点は考慮されず親族後見人等と同様と位置付けられるのでは、後見事務の評価において問題がある。

親族後見人は身上監護面で頻回な面談等によりきめ細かな対応ができるとの意見があるが、後見人としての事務と親族としての事務が何なのかを区別し、後見事務の在り方を確立する必要がある。専門職後見人は、福祉職、親族等からの様々な情報により「後見の専門職」としての知見を基に判断を行い、後見事務としては高度な対応を行っている自負がある。そのことを正当に評価すべきである。

#### 8. 監督人の場合の検討

- (1) 監督人の報酬算定に向けた基本的な考え方の議論も必要である。
- (2) 監督人の「新たな監督人報酬算定に向けた考え方（案）」「新たな監督人報酬算定基準検討のための参考資料」の議論が必要である。
- (3) 親族後見人に対する支援的短期後見監督人と通常の成年後見監督人等との違いはあるのか等の議論も必要である。

#### 9. 慎重な導入と1年ごとの調査、評価、見直し

最後に、「新たな報酬算定基準検討」は成年後見制度利用促進において大きな影響を及ぼす事柄なので、導入にあたっては慎重な配慮が必要である。その上で 1 年ごとに調査、評価、見直しが行われることを要望する。

最高裁判所「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」及びその補足説明並びに  
「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」に関する  
(公社) 成年後見センター・リーガルサポート支部意見のまとめ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
利用促進法対応対策部会

**全体考察**

1. 新報酬算定基準の考え方には異論はないが、問題点がある。

宮城、岩手、埼玉、千葉県、とちぎ、群馬、山梨、ながの、新潟県、福井県、石川県、大阪、兵庫、広島県、山口、しまね、高知、えひめ、大分、宮崎県、沖縄

2. 本部の意見に異論なし

函館、旭川、釧路、青森、秋田、ふくしま、東京、愛知、岐阜県、京都、奈良、滋賀、佐賀、長崎、熊本、鹿児島

3. 回答なし

茨城、三重、徳島

**個別意見**

1. 財産額が多額な場合には、それなりに考慮すべき。（ながの・鳥取・滋賀・えひめ・静岡・岐阜県）

(1) 財産額に応じた報酬の考え方には、一部修正した上で取り入れるべきである。財産額の多寡に応じて、一律に後見事務の難易度があがるということはないが、財産額が高くなれば、過誤が生じた際の責任の金額も大きくなり、後見人等が負うリスクも大きくなる。確かに、現行の基準では、財産額と報酬の運動の幅が大きすぎるという問題点があるが、おおむね、1000万円以上の財産については月額3万円という程度については妥当である。せめて、月額2万円～4万円程度については、財産額に応じた基本報酬という考え方を維持していただきたい。（鳥取・滋賀・えひめ）

(2) P1の(3)アの「報酬の加減要素」の箇所について、「報酬額について加算・減額の可能性がある典型的な要素を挙げたものである。実際には個別の事案に応じて必要となる「主な後見事務」の具体的な内容や、その難易度、負担の程度等を考慮して、報酬額が算出されることとなる。」とあるが、例示のないものについて、難易度や負担の程度はどうやって判断するのか。今までの裁判所が財産額や経済的利益額の多寡から報酬を算定していたため、業務として難易度が高く（様々な金融商品）、細かい業務（預貯金

出納帳作成）については、結局無視されてしまう恐れはないのか。（静岡）

（3）財産は多額で相対的に困難ではない他の事件で後見等報酬がしっかりと付与されているからこそ、財産は少額で身上監護面では困難が予想される報酬を期待できない事件（成年後見制度利用支援事業も適用外）の後見等事件についても、何とか受託をしてこれたという現実的な視点も重要であり考慮していただきたい。（えひめ）

（4）財産額が高くなれば後見人が負うリスクも高くなる。月額2～4万円程度については財産額に応じた基本報酬という考えを維持して欲しい。（鳥取）

（5）被後見人の資産の多寡により「基本報酬」に差を付けることはないにせよ、通常想定される基本的業務を行った場合の基本標準額は、最低ラインとしても現行の基準額（東京家裁・大阪家裁で公表されているめやす額）は維持させるべきである。（千葉県）

## 2. 報告方法等について

報告において業務（特に身上保護）を適切に判断してもらうとなると、報告及び資料が多種多様多量になり、後見事務（報告）が繁雑になる。その資料に付、家裁で適切に判断してくれるのか今の体制では疑問だが、適切に判断されない場合は後見人等に不満が蓄積する。（千葉県・岡山県・富山県・静岡・埼玉・鳥取・滋賀・広島県・とちぎ・東京）

（1）成年後見制度が施行されて18年、後見関係事件の申立件数が伸び、各家裁の報告書様式は簡略化の一途を辿ってきた。現在では身上監護事務についての報告項目は無いに等しく、特段の変化（施設入所、入退院など）があった場合にのみ報告する形式になっている。また財産管理事務についても特段の臨時収支がなく、収支予定の範囲内である限り、報告事項はないに等しいものになっている。専門職を含めたすべての後見人からの詳細な報告（報酬付与対象事項に対する数多くのアピール）が出された場合、適切な報酬付与の算定が可能なのか。今後は、日々苦労している後見人から自身の行った身上監護事務の「想い」をぶつけられることになり、その主観的評価と家裁の評価（低い場合）の違いに対し、これまで以上の不満が蓄積するのではないかと懸念する。（千葉県）

（2）報告書の書式がどのようなものになるのか、後見業務の質が把握できるような書式にして統一して欲しい。例えば、裁判所は、すべての後見人は現金出納帳を作成しているものと考えているようである（「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」の事務の具体的な内容欄に記載があることが根拠）が、実際はそうではない。

現金出納帳を作成している後見人も作成していない後見人も「基本的事務」としての預貯金管理業務を適正に行ったとして、同一の報酬算定になるとすれば、後見業務の質に応じた報酬算定と言えないと思うので、差をつけるべきだと思うし、そのようなことも把握できる報告書の書式として欲しい。ケア会議の出席回数や本人との面談回数なども報告書の書式に盛り込んで欲しい。（岡山県）

（3）基本的業務でも困難なものがある。それを申告により加減すると言うが、事案に応じてかなり差があるので、判定が困難ではないかと思われるし、裁判所の事務量が相当増

加する。また、業務を標準額から「減点」する業務とはどんなものか、業務を行ってないとの烙印になるのか。説明が必要である。(「減点」は無くて良いのではないか。) (富山県)

- (4) 後見人等はどのようにしてその判断材料を提供することになるのか。後見人等は業務日誌に、行ったことを逐一箇条書きし、拘束時間(開始時間と終了時間)や所感を書けば足りるのか。それらをしっかりと裁判所は確認してくれるのか。いずれにせよ、今回の変更は裁判所にとっても大きな変更となると思う。業務内容を事細かにチェックしてもらいたい。(静岡)
- (5) この様な報酬基準が裁判所内部で適切に運用出来るかは(報告書の内容と実態との乖離があった場合の調査方法等)大いに疑問があります。裁判所はどの様に報告書と実態を調査するのか。(埼玉)
- (6) 真に必要な事務なのかどうかを裁判所が判定することは困難である。必要もないのに訪問を頻繁に行う等、その必要性の有無と関係なく、行った方が得であるという理由からなされる可能性がある。(鳥取・滋賀)
- (7) 身上監護の内容を確認するには、添付資料について『業務日誌』を家庭裁判所への報告に際して必須の添付資料とすべきと考える。(広島県)
- (8) 加算要素を増やす目的で本来行うことのない不必要的業務をたくさんする人もでてくるかもしれない。加算要素を審査するための資料を提出することになると、資料は膨大となり裁判所は対応できなくなると思うが、不十分な資料で加算要素を審査すると加算されない危険があり、盛った者勝ちになることが懸念される。例えば、記録をフォーマット化し関係者からの確認・証明等方式を取る等の検討が必要(岡山県・和歌山)
- (9) 報告する上でどのような記載をすればいいのかわかりやすい書式にして欲しい。(岩手)
- (10) 報告様式の全国統一(千葉県・熊本・東京)
- ①報酬算定基準を変更する前提として、新たな報酬算定の考え方を基にした全国統一様式の報告書(初回・定期・終了)及び報酬付与審判申立書を作成し、全国でその運用を徹底させていただきたい。また、最低1年程度の運用の中で家裁と専門職団体を含めた報告者側の意見を集約し問題点を整理、検討した結果を踏まえ明確な基準を公にした上で移行すべきである。(千葉県)
- ②報酬の基準・算定につき全国一律の適用ではないと思われる所以、今回の基準が地域格差是正につながるような適用を願う。(熊本)
- ③後見人が実際に行った後見事務の内容を裁判所が把握し適切に評価するためには、定期報告書及び報酬付与申立書の改訂が必要不可欠と思われるが、改訂後の書式は全国統一のものとして欲しい。複数の裁判所管轄の事案を抱える専門職特有の問題ではあるが、報酬算定の判断は裁判官の裁量に委ねられるとしても、裁判所によってその書式が異なるのは非常に煩わしい。(東京)

- ④報告する上でどのような記載をすればいいのか分かり易い書式にしていただきたい。  
(例えばチェック方式のようなもの) =報告の仕方によって報酬に差がつくことにならないようにしていただきたい。(岩手)
- (11) 加減方式を採用するなら、審判時にどの点が加減されたのか書面で示して欲しい。執務の在り方や親族への説明においても有益である。(青森)
- (12) 「財産額に応じた報酬の目安」をもとに説明しています。付加・減額の細かいルールが公開されると、一般の方には理解が難しいのではないかと懸念される。(神奈川県)
- (13) 身上監護の評価についてどのような説明、報告を求めているのか不明。報告書の作成が上手な後見人のみが評価されるのは避けてもらいたい。(とちぎ)
- (14) 例示のないものについて難易度や負担の程度はどのように判断するのか今までの家裁の業務と比較すると難易度が高く細かい業務については結局無視されてしまう恐れはないのか。業務日誌に逐一業務内容を書き込めば家裁はそれを確認してくれるのか。家裁にとっても大きな変更になると思う。業務内容を事細かにチェックして欲しい。(静岡)
- (15) 身上監護は法律行為と事実行為との境目が難しい。どうしても事実行為を行わなければならぬ場合もあるが、それは法律行為に付随する事実行為として考慮してくれるのか。業務日誌の報告で足りるのか。事実行為は一切認めないのであればそれも含めて基準を示して欲しい。(静岡)
- (16) 身上保護について、定期的な本人との面会とあるが、その回数の目安が全く記載されておらず、この点は検討が必要である。頻回な訪問が必要の無い案件があるとの意見があるが、ほとんどの案件はアドボカシーの観点から最低でも月1回程度は面会すべきだと思うが、少なくとも訪問回数は記載させるようにすべきである。報告書のひな形に記載欄を設けてあまり少ない場合には相応の対応をするべきである。(奈良)
- (17) 身上保護という事務を数値化することがいいのであろうか疑問がある。(滋賀)
- (18) 報告の在り方によって報酬額に差異が出る可能性が高くなるので、報告書の記載方法については、十分な検討をして欲しい。(岩手、福岡)
- (19) 身上監護の評価については担当書記官によって加算減算に開きが出ないような統一的な運用をして欲しい。(福岡)
- (20) 市民後見人や親族後見人の活躍が期待されるところでありますが、報告が複雑だとその意欲をそぐことにならないか懸念される。(岩手)
- (21) この報酬算定基準を実施するのであれば、家裁はその内訳等を公開すべきと考える。この算出が後見人側・本人側双方が納得できるよう内訳を開示することは必須と考える。(奈良)
- (22) 基本標準額報酬(標準額を合算したもの)という考え方は、専門職後見人だけではなく、法人後見の受任主体である市町村社協やNPO法人の事業計画を立てる際、また、成年後見制度利用支援事業において行政側の予算立ての目安としても絶対に必要なも

のであるので、名称については変更したとしても、その額については明確な金額を設定し公にすべきである。(千葉県)

### 3. 報酬の算定

#### (1) 加減要素について

①本人が在宅の場合は加算されるべき。(札幌)

②「虐待案件」「対処困難な親族の存在」の加算がない=「財産管理の基本の方針決定及び収支予定表の作成」「身上監護の基本の方針決定」における「本人・親族等の意向調整困難(加)」にはいるのか?

本人以上に親族に対する対応が必要な事案が相当数ある。資料②「補足説明」P3のカにおいて「本人との信頼関係の構築・維持」のための事柄に言及しているが、本人だけではないはずである。基本計画P8では、「本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。」と言っている。その加算要件として、「特別な対応を要する本人・親族複数(加)」としているが、「親族との信頼関係の構築・維持」の項目を加えるべきではないか。(札幌・静岡)

③標準額に対して加減を行うということであるが例示は加算に偏っている、標準額はかなり低額に設定されるのではないか。(静岡)

④交通の利便性の良い都市部と、交通機関が不便で移動距離も長い過疎地とでは、身上監護事務にかける時間・質に差異があると思われるが、全国どこにいても、同じサービスが受けられるという、成年後見制度利用促進計画の理念に照らせば、このような要素も加算事情とすべきである。(長崎)

⑤本人との面談については信頼関係の構築・維持が目的であれば基本事務と評価され加算要素とならないとのことだが、あまりに少ない場合は減額要素にすべき。(岡山県)

⑥真に必要な事務なのか家裁が判断することは困難である。後見人の基本事務になっている事項も親族や福祉職が動いてくれていることが本人の利益である場合もある。

(鳥取)

⑦減算については慎重に扱うべきである

減算については、後見人等が善管注意義務に違反して本人に損害を与えた場合や、親族が後見人であって扶養義務等の範囲内に事務が含まれる場合に限られるべきである。後見人は善管注意義務に違反しない限り、その広範な裁量によって本人の権利義務を護る活動をするのであるから、事務の執行方針によって報酬が加減されるのであれば、後見人の裁量に対する事実上の制限となる。(鳥取・滋賀)

⑧遺体の引取と葬儀の主催が加算事情とされているのであれば、納骨や永代供養の事務も加算事情に加えるのが妥当と思われる。(長崎)

⑨複数後見の報酬の案分は算定方法や基準が明確であり親族後見人にも納得がいくように按分されなければ不満が出て関係悪化に繋がる。(山形)

⑩複数後見の報酬算定の検討も求める。権限分掌があってもなくても専門職が多くの事務を行わざるを得ない場合が生じてしまう。(福岡)

## (2) 報酬の算定等の開示について

①目安となる基本報酬額は設けるべきである。新たな報酬算定でも後見事務を行っていく上での基本事務が存在することを前提にしておりそうであるならその標準額を合算したものが基本標準額になるはずである。行政等の予算立ての目安としても必要なものであり、その額は明確にし、公開するべき。(千葉県)

②報酬が高額というのは的外れ。報酬算定に関して家裁の情報不開示による疑心暗鬼も存在していると考える。(とちぎ)

③この報酬算定基準を実施するのであれば、家裁はその内訳を公開すべき。異議の申立は認めないままが望ましい。報酬額の多寡については本人、親族等の苦情を受けることが推測される。この機を利用して報酬額を減額することも予想される。後見人、本人双方が納得できるように内訳を開示することは必須である。(奈良)

④初期、継続期、終了期の各時期の基本的事務の標準額はある程度一律に計算しうるものであり、その額が後見事務のベーシックな報酬となることから額の公開をして欲しい。付加的事務についてはほとんどが加算・減額の対象となるため標準額を決めがたく結果的に概略的な計算式を作ることで対応せざるを得なくなるのでは。その場合その算出根拠を示してもらいたい。(福岡)

⑤「専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合、各後見人の役割及び行なった事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。」部分ですが、報酬の算定方法や基準が明確であり、親族後見人にも納得のいくように按分されなければ、親族後見人から不満でてくるとともに、専門職と親族間の関係悪化やそれに伴う執務への影響が懸念されるため慎重な検討が必要と思われる。(山形)

## 4. 成年後見制度利用支援事業等報酬助成制度の確立について

(1) 成年後見制度利用支援事業の報酬助成は、未だ「首長申立に限る」等限定がある市町村が多くあり、形式的には制度自体はあるが利用できない制度となっている。(札幌・岩手・静岡・ながの・愛知・滋賀・鳥取・和歌山)

(2) 助成金等制度の充実なしには、成年後見制度利用の格差につながることを危惧する。(宮城)

(3) 後見制度が多く利用されることになれば、財産が少なく報酬の見込めない方の利用も増加することが予想されるがそういう方の受け皿はどのように考えているのか。ボランティア精神にお願いするだけでは持続可能な社会制度としては不十分ではないだろうか。これではますます後見人等のなり手が少なくなる。少なくとも、市町村の報酬助成や、それに類する報酬についてのフォローがセットでないとこの基準変更は成年後見利用促進の真逆の方向になるのではないか。(岩手・静岡・ながの・愛知・滋賀・鳥

取・えひめ)

(4) 本人に資産がなくても後見人として行わなければならない事務が多い（逆に本人に資産がない故に事務内容が複雑困難となる場合もある）ことは後見事件の場合、決して珍しいことではない。従って後見人の事務内容に対応した報酬額算定に移行するのであれば、資産の乏しい本人の場合にも事務内容に見合った報酬を後見人が実際に受領できるよう、後見報酬の財源に対する手当がなされていることが大前提である。

多くの自治体で成年後見制度利用支援事業の要綱は整備されているものの、十分な予算を組んでいなかったり、利用条件を市町村長申立案件に限定している、という自治体が多数で、新しい報酬算定に対応しうるだけの財源上の基盤は未だ整備されていないというのが現状である。報酬の財源の問題が解決する前に新しい後見報酬算定制度に移行するのは、実質的な後見報酬の切り下げであり、時期尚早であると言わざるを得ない。

各市町に対し、その地域の専門職が連携して運用改善を求める結果には程遠い現状において、報酬基準の改定は、単に裁判所の内部基準の変更にとどまるものではなく、成年後見制度利用支援事業の運用を含め、厚労省を交えて実効性のある方策を打ち出していただきたいと、ここに強く希望します。（青森・神奈川県・ながの・長崎・とちぎ・滋賀・奈良・福岡）

(5) 無報酬事案の手当は必須である。（愛知）

(6) 報酬の考え方を変えるのであれば成年後見制度利用支援事業でいかなる案件も報酬を担保できるものにするべきである。（和歌山）

(7) 報酬が見込めない事案についてどう考えているのかも報酬算定基準に盛り込んで欲しい。（岩手）

(8) 困難案件について相当な報酬が認められても本人に資産がない場合は報酬が出ない恐れがある。（ながの）

5. 後見事務等を業者等に委託した場合（確定申告等）の報酬の加減について「減」とすることの問題（青森・静岡・京都・鳥取・滋賀・広島県・岡山県・香川県・長崎・とちぎ・東京）

(1) 確定申告を税理士に依頼するのは被後見人等の税務申告・納税義務を適正確実に履行するためのものであり、税理士への依頼が後見人報酬減額要素とするということは後見人一般に税理士と同水準の税務への精通を要求することと等しく、後見制度の利用者及び後見人自身を地域社会全体で支えようとする促進法の理念にも反するべきである。また、自己で出来る簡単な確定申告もあれば、税理士に委託する場合でも収入先、医療費用、社会保険等が多数で手間のかかる場合もある。（青森・静岡・京都）

(2) 確定申告の依頼は、通常、本人が行うべき事務ではなく、税理士に任せることが必要である。もちろん、一般市民が質料等の確定申告を行っている事案も多いが、適切な税

務申告がなされておらず、大きな損害を被っても気づいていない事例が散見される。当支部の会員でも、譲渡所得税の申告に関し、取得費が不明なため、自分で申告したならば270万円程度の譲渡所得税が課税されるだろうと見込んでいたが、税理士に依頼したところ、概算での取得費計算の方法を採用してもらい、結果として納税額が0円となつた経験を有するものがある。また、成年被後見人は、障害に関する証明書等がなくても特別障害者として扱うため、40万円の所得控除が受けられる。また、扶養親族に6か月以上寝たきりの者がいる場合には、同居特別障害者として75万円の控除が受けられる。しかし、税務の専門知識がなくては、このような控除等に気づかず申告してしまい、しかも、その過誤について誰も気づくことがなく看過されてしまう。相続税や不動産売却に伴う確定申告などの税務申告を要する場面において、税理士への依頼を減算要素とするのであれば、税務知識があまりない者が申告することを助長することになり、結果的に本人の損害につながることを危惧する。

つまり、確定申告自体は素人であってもできるが、税務の専門家に依頼することにより、不測の過誤を防ぎ、本人のためにすることができる。よって、税務の専門家に依頼することが本人の利益に資することになる。(青森・静岡・京都・鳥取・滋賀・広島県・岡山県・香川県・長崎・とちぎ・東京)

- (3) 確定申告手続を税理士に委託することは減額対象とされているが、逆に税理士依頼を通常として、後見人等が行う場合は付加の対象として頂きたい。(東京)
- (4) 専門的能力を持つ第三者に事務を委託することは本人の利益に適うものであるので、確定申告を税理士に依頼することが減額要素、不動産の仲介を依頼せずに後見人自ら行うと加算要素という考え方にはつべきではない。(鳥取)
- (5) 業者に委託をする場合その前段として種々の業務を基本事務とは別に行っている。必ず加算する要素ではないにしろ減額要素にはなり得ない。確定申告を税理士に依頼することが減額要素になっているが依頼するのが一般的でないとするのは検討を求める。(福岡)
- (6) 減算については後見人が善管注意義務に違反して本人に損害を与えた場合、親族が後見人で扶養義務の範囲内に事務が含まれる場合に限られるべきである。事務の方針によって、報酬が加減されるのであれば、後見人の裁量に対する事実上の制限となる。(鳥取)

## 6. 報告書提出遅延・添付書類不足について

- ・提出遅延は何か月と期限を示して欲しい。遅延の理由が合理的なら減額要素から外すべきである。(青森)
- ・添付書類の不足は家裁から必要な書類の一覧が提示されるなどの運用がなされるべきである。(青森)
- ・悪質な報告遅滞、添付漏れでない限り減額すべきではない。(鳥取・滋賀・東京)
- ・添付書類の不足のみを持って減額することは慎重にしてもらいたい。最低限必要な書

- 類を明確に定めてもらいこれに不足がある場合は減額しても良い。(香川県)
- ・添付書類不足は家庭裁判所毎、担当書記官毎により相違もあるので減額要素から除くか必要書類の統一を求める。(福岡・香川県)
- ・報告書遅滞が減額要素になっているが個々に事情がある場合もあるので一律に減額することには疑義がある。(東京)

## 7. 「後見人の属性による差異について」の裁判所の考え方に対する疑問(静岡・和歌山・とちぎ・東京・鳥取・滋賀)

### (1) 専門職が就任していること自体への評価を、基本報酬とすべきである。

専門職後見人が就任すること自体によって、本人の安心な生活が担保されている。例えば、親族や周囲の者から虐待等を受けている者、不当な金銭の要求を受けている者などが典型的な例であるが、専門職後見人が就任することにより、周囲の加害者が手を出せなくなることがある。

また、身寄りがない場合には施設も入所を受け入れないことがあるが、後見人が就任することにより、施設入所が可能になることがある。

このように、具体的に後見人が事務をしなくても、後見人が就任すること自体により本人を権利侵害から守り、適切な居場所を確保するなどということができるのであるが、これらは事務内容として報告書に記載することは困難である。

また、生活保護の受給に関しても、当初の受給申請を行うだけではなく、3か月に1回程度収入申告書を提出し、また、おむつ代の領収書を集めて市役所に請求したり、通院のためのタクシー代の領収書を集めて市役所に請求したりという事務がある。

よって、これらの無形の後見人の貢献を、報告書に記載しない場合でも基本報酬として取り入れるべきである。いずれにせよ、どの案件でも月額2～3万円程度の報酬は得られるようにするべきである。この金額を下回ると、後見人の給源に支障を来すおそれがある。(鳥取・滋賀)

### (2) P5第3の1において、後見人の属性による差異は設けない、という考え方が示されているが、この考え方方が徹底されるかどうかの調査をする手段がなく、実際にどうなるのか、気になるところである。専門職でも三士会と親族後見人に関しては差異を設けるべきである。理由は専門職が親族後見人や一般後見人よりも、一般的に高い後見業務の質を担保するのにコストがかかるからである。(静岡・和歌山)

### (3) 「後見人の属性による差異について」の部分は専門職として心外に思います。専門職後見人はその職に就くまでに、倫理はもとより高度な知見を身につけることが求められ、仮に間違いがあった場合には資格そのものを返上する姿勢が問われるのに対し「基本的には専門職後見人と親族後見人との間で標準額に差を設けることは想定していない」とする表記は、専門職がこれまで行ってきた後見人としての業務そのものの否定のように受け取られ、看過できない表記かと考えます。専門職後見人と親族後見人は、同

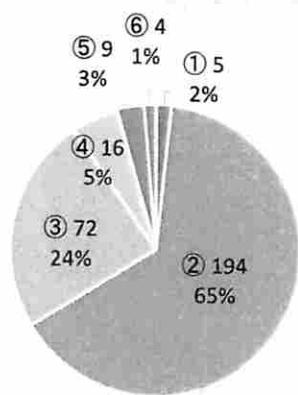
じ業務を行うにしても、そこに至る経緯が全く異なるのであり、大袈裟ではありますが、専門職の経緯や経過に対する評価をしないとする「検討」は、専門職の否定であると思います。(とちぎ)

- (4) 「専門職後見人と親族後見人との間で標準額に差を設けることは想定していない」という考えが裁判所の基本スタンスとして残っているのであれば、あまりにも専門職の業務に対する理解が欠けていると思わざるを得ない。情愛に基づき後見業務を行う親族後見人と、業務の一環として後見業務を行う専門職とでは、報酬に対する捉え方が根本的に異なることを裁判所には十分理解していただきたい。(東京)
- (5) 不正防止の観点からは、専門職でも所属団体の指導監督を受ける場合とそうでない場合は差異を設けるべきである。(和歌山)

## 8. その他

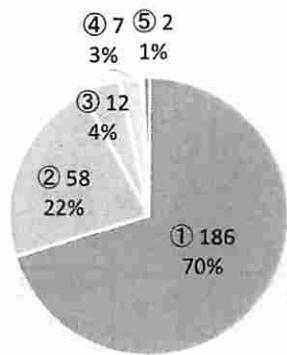
- (1) 今後消費税が10%になることの報酬への考慮は、裁判所あるいは本部において議論の余地はありますでしょうか。5%→8%の際に、詳細に検討されたのかどうか寡聞にして私は存じませんが、その前後の報酬を比較しますとあまり反映されたとは思えません。10%となれば、消費税課税事業者には影響が大きいかと思います。(とちぎ)
- (2) 死後事務は公式な資料として項目だてせずに「死後に特別に困難な事務を遂行した」等の抽象的な書き方にとどめるべきである。(鳥取)
- (3) 報酬決定を行うまでの原則的な期間を公開してもらいたい。(福岡)
- (4) 成年後見監督人の場合の検討  
成年後見監督人の報酬基準の検討は、特に親族後見人に対する指導・支援は相当な業務量であり、後見人とは違った視点での検討が必要である。(東京)
- (5) 身上監護の評価は家裁自身がその現場を理解していなければ適切な評価はできない。なにかしら家裁内での対応を検討して欲しい。(福岡)
- (6) 今回の基準が地域格差を正に繋がるような適用につき意見をしてもらいたい。(熊本)
- (7) これまで専門職後見人について、本人の身上監護あるいは親族対応がなおざりとなってしまった部分は大いに反省すべきであるが、一方で「報酬が高額である」という批判は的外れであると考える。すなわち社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業と専門職後見人の後見業務は全く異なるものであり、個々の金銭感覚から派生する具体的な金額を以て、高額か否かを論じることに違和感を覚える。「高額である」という批判は、金銭的な部分もさることながら、報酬算定に関して裁判所の情報不開示による疑心暗鬼も存在していると考える。(とちぎ)

設問1 現在受任している法定後見の件数



回答者数:300

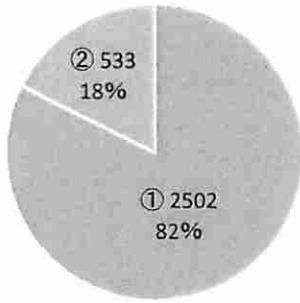
設問2 設問1のうち、報酬付与審判の申立てをしている件数



回答者数:300

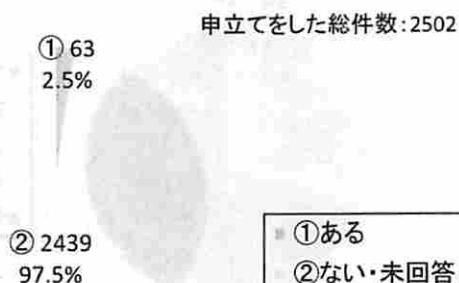
申立ての割合

受任している法定後見の  
総件数:3035

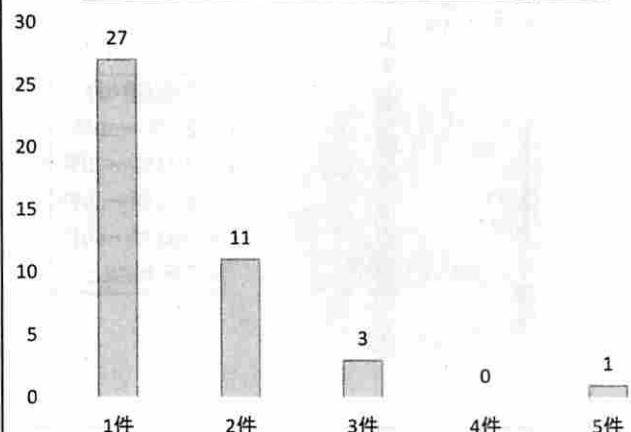


- ①申立てをしている
- ②申立てをしていない

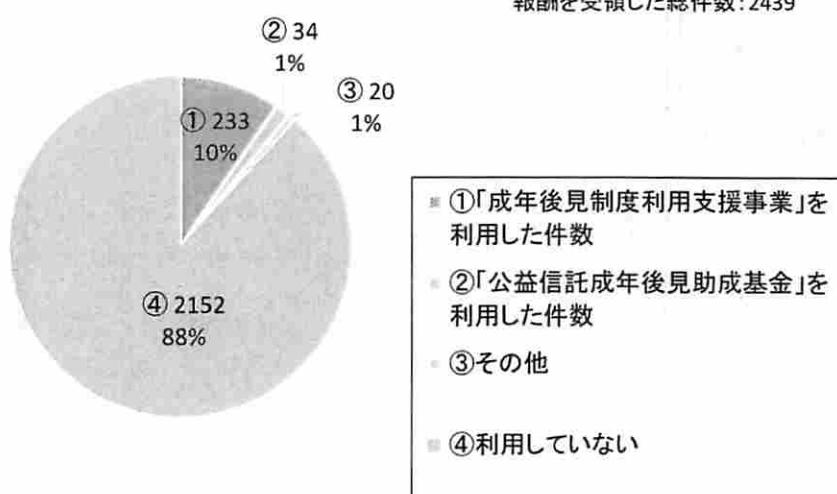
設問3 報酬付与の審判はされたが、何らかの事情で報酬を受領できていない、あるいは受領できていなかった割合



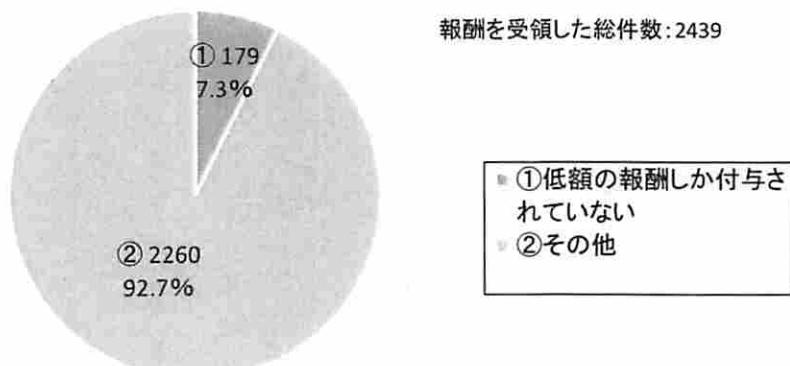
設問4 設問3で「ある」にチェックをつけた場合の件数



設問6・7・8 助成制度を利用した件数

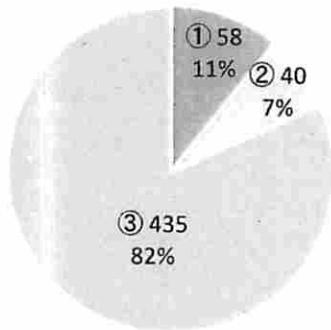


設問11 本人の財産が少ないため非常に低額の報酬しか付与されていない場合の件数



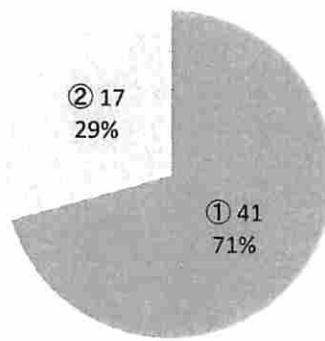
設問13・16 報酬付与審判の申立てをしていない案件の理由

報酬付与審判の申立てをしていない総案件数:533



設問14 設問13「本人に資力がない」ため申立てをしていない案件のうち、助成制度が使いにくいため申立てをしていない案件

本人に資力がない  
総案件数:58



①「助成制度が使いにくい」などのために申立てをしていない件数  
②その他

2019年1月16日

## 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」（補足説明含む）への意見

公益社団法人 日本社会福祉士会

### 1 「新たな報酬算定基準検討のための参考資料」に追加すべき事項について

#### (1) 「2 継続中・身上監護事務・付加的・年金受給申請」の欄について

障害年金の遡及請求は、報酬の加減要素の例の加算要因となるのではないか。

#### (2) 「2 継続中・身上監護事務・基本的」欄について

主な後見事務に「支援者ネットワークの構築・活用」欄を新設、事務の具体的な内容に

「医療・福祉関係者等とのカンファレンス」、報酬の加減要素の例に「支援者ネットワークの構築」に加え「支援者ネットワークの再編成・機能強化」を加えていただきたい。

### 2 身上監護事務の加算を求める際の根拠となる報告書添付書式（案）について（別紙）

「面会の頻度」については、「面会等による本人の状況の把握」とし、原則月1回は行うことを標準的な事務と考えることを提案する。

月1回とは他のサービス提供においても最低レベルの頻度であり、後見人の立場としては、本人との面談という方法だけではなく、会議への参加や病院施設スタッフからの状況聞き取り、在宅の場合はケアマネージャーとの連絡など、多様かつ適切な方法で本人の状況を確認することはどのような対象者であったとしても同様に必要であると考える。「毎月会いに行くことが本人にとって負担になる」という見解が示されていたが、「本人にとって負担」という評価や判断根拠が不明確であり、誰がどのようにそう判断したのか、後見人の利便性のためにそのような判断がなされ、それが延々と継続していることとの峻別が困難である。

補足説明に、回数を固定化させることが目的ではないことを明記し、頻回に訪問した場合の加算に対しても、後見人の個人的見解だけで判断されたものではなく、支援チームのネットワーク内での協議を前提とすることを条件とし、客観性を有する判断の根拠として、別紙書式案のような資料の提出が必要と考える。

「支援者ネットワーク」については、既存のネットワークを活用することは標準的な業務であるが、新たなネットワークを構築するだけではなく、再編成することや、既存のネットワークの機能強化のために会議を開催するなどは、加算対象となると考える。それらの事務に関しても、別紙書式案のような書類を提出されることにより、加算要素となる事務の根拠を示す資料となり得る。

### 3 報酬負担困難な対象者の成年後見制度利用促進のための対応策検討の必要性について

生活保護受給者や低所得者が報酬を負担できないために制度の利用につながらない、あるいは、制度の利用につながっても報酬が期待できないために受任者がいない、ということについては、成年後見制度利用支援事業の適用が常に問題になるが、地域差が拡大するばかりである。成年後見制度利用支援事業の必須化・活性化はもとより、社会福祉制度や社会保障制度のあり方そのものに、後見制度の費用負担について国レベルでの議論を開始する時期ではないか。その議論が始まることを前提とした、報酬付与のあり方の検討が必要ではないかと考える。

以上

別紙 身上監護事務の加算を求める際の根拠となる報告書添付書式（案）について

項目（案）	記載例
会議開催日	20××年○月○日
会議参加者	本人、ケアマネ、長女、サービス提供責任者、後見人
本人の後見支援計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住み慣れた在宅での生活を維持する</li> <li>・訪問販売の被害にあわないように見守る</li> </ul>
会議の主要テーマ <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本人の状態の把握について (就任時、状況が変化したとき等)</li> <li>② 支援関係者（チーム）の構築・再編成・機能強化について</li> <li>③ 支援方針について（通常以外の状況が生じたとき等）</li> <li>④ その他</li> </ul>	②について <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たなサービス利用の必要性について</li> <li>・チームの再編成について</li> </ul>
テーマに対する本人の意向や希望	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「訪問販売の被害にあいそうになって困った。」</li> <li>・「これ以上、人が訪問するのは困る。」</li> </ul>
決定したこと (主に後見実務の内容を記載する)	新たなサービス提供者が入るときには、ケアマネと後見人が同行して本人に説明し、本人の意向を尊重した支援を提供する 後見人は、定期訪問以外の訪問も可能な範囲で調整する
報酬加算の根拠	サービス導入調整時期の2ヶ月の間、訪問回数が5回あった
備考 (会議を開催できなかったが、同様の調整を行った場合など)	

## 別紙 身上監護事務の加算を求める際の根拠となる報告書添付書式（案）にかかる補足説明

### 1 書式（案）活用時の場面

- ・ 身上監護事務が通常の範囲を超える、加算対象となる場合に使用する。
- ・ 相応の理由により面会頻度が少ない場合、減算対象とならない根拠を示すために使用する。
- ・ 本人情報シートとともに提出する。

後見人の主観的独断的判断ではないことを客観的に示すことが本書式の目的であるため、本人の参加（本人の意向確認）を前提としたチームによる協議によって、後見人の実務が通常の範囲を超えたことを記載するシート案として作成した。

このような趣旨の書式は、全国的に統一されたものがあると望ましいが、目的にかなっていれば既存の別シートの活用も可と考える。

### 2 家庭裁判所におけるチェックポイント

- ・ 複数者（本人含む）参加による会議（類似形態含む）が開催されていることの確認
- ・ テーマより、通常のカンファレンスとは異なる協議であることの確認
- ・ 本人の意向が反映されている（意思決定支援に取り組んでいる）ことの確認
- ・ 後見人の実務の妥当性の確認（訪問回数が頻回もしくは通常より少なくとも、減算にならない等）

### 新たな報酬算定基準検討のための参考資料

※「基本的」事務は、すべての事案において行うべき後見事務、「付加的」事務は、必要に応じて行うべき後見事務であり、いずれも主要なものを挙げている。

※基本的事務における「基本的方針」とは、日常的な後見事務についての方針を指している。  
※専門職後見人と親族後見人の複数選任の場合は、各後見人の役割及び行った事務の内容を考慮して報酬を按分することを想定している。

主な後見事務		事務の具体的な内容	報酬の加減要素の例
1 初期(就任時～から初回報告まで)			
財産管理事務	基本的	本人財産の調査と財産管理面でのニーズ・課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事件記録の閲覧・照査</li> <li>・本人・親族からの財産の引継ぎ</li> <li>・部役員等の確認(回送嘱託申立てを含む。)</li> <li>・金融機関等への面会</li> </ul>
	基本的	財産目録の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産権算(加)</li> </ul>
	基本的	金融機関等への後見人届出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関・保険会社・年金事務所・市町村各窓口(介護保険・医療保険等)・長崎署等に提出</li> </ul>
	基本的	財産管理の基本的方針決定及び収支予定表の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期報告までの方針決定</li> <li>・本人・親族等の意向調整困難(加)</li> <li>・親族間扶養調整(加)</li> </ul>
身上監護事務	基本的	本人の心身・生活状況と身上監護面での課題の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人・親族との面談</li> <li>・医療・福祉関係者等からの聴取</li> </ul>
	基本的	身上監護の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンス</li> <li>・定期報告までの基本的方針の決定</li> <li>・支援者ネットワークの構築(加)</li> <li>・本人・親族等の意向調整困難(加)</li> </ul>
報告事務	基本的	後見事務報告書(初回)の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出の遅延、添付書類不足(減)</li> </ul>
2 繼続中(初回報告後から終了まで)			
財産管理事務	基本的	現金・預貯金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産の管理と記録</li> <li>・定期的な収入の確認</li> <li>・本人の生活費その他の各種費用の支払</li> <li>・現金の納帳の作成</li> <li>・収支に関する資料等の保管</li> </ul>
		有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・証券会社からの送付書類等の確認</li> </ul>
		不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資本税等の支払</li> <li>・維持管理・修繕</li> <li>・火災保険の締結・更新</li> </ul>
		その他財産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理困難(加)</li> </ul>
	基本的	財産管理の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次回定期報告までの方針決定</li> <li>・財産状況に変化があった場合の方針変更</li> <li>・本人・親族等の意向調整困難(加)</li> <li>・親族間扶養調整(加)</li> </ul>
	付加的	後見制度支援信託・支援預金の契約	
	付加的	不動産任意売却	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の性質・規模(加)</li> <li>・不動産査定(加)</li> <li>・売却困難(加)</li> <li>・仲介業者依頼(減)</li> <li>・後見人自ら売却先探し(加)</li> <li>・後見人自ら登記手続(加)</li> </ul>
	付加的	不動産賃貸管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産の性質・規模(加)</li> <li>・賃貸物件多数(加)</li> <li>・賃借人対応(加)</li> <li>・賃貸金収支手続(減)</li> <li>・後見人自ら登記手続(加)</li> </ul>
	付加的	相続手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続財産の内容(加)</li> <li>・財産権算(加)</li> <li>・後見人自ら登記手続(加)</li> </ul>
	付加的	訴訟外示談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的利害大(加)</li> <li>・紛争権算(加)</li> </ul>
	付加的	債務整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的利害大(加)</li> <li>・債務者多数(加)</li> </ul>
	付加的	遺産分割協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的利害大(加)</li> <li>・紛争権算・調整困難(加)</li> <li>・分割協議書作成(加)</li> </ul>
	付加的	訴訟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的利害大(加)</li> <li>・紛争権算(加)</li> <li>・開示請求(加)</li> <li>・預り物の回数・内容(加)</li> <li>・書面提出の回数・内容(加)</li> </ul>
	付加的	賃貸・審判	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的利害大(加)</li> <li>・賃貸手続(加)</li> <li>・預り物の回数・内容(加)</li> </ul>
	付加的	保険金請求及び受領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的利害大(加)</li> <li>・請求手続推進(加)</li> </ul>
	付加的	確定申告手続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・添付書類等の準備</li> <li>・申告手続複雑(加)</li> <li>・税理士依頼(減)</li> </ul>
身上監護事務	基本的	本人の心身・生活状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な本人との面会(面会の目安をどう考えるか?)</li> <li>・面会による本人の状況の把握(原則月1回)</li> <li>・親族や医療・福祉関係者等からの聴取</li> </ul>
	基本的	身上監護の基本的方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンス</li> <li>・次回定期報告までの基本的方針の決定</li> <li>・入所先施設の計画書等の更新</li> <li>・本人の心身の状況に変化があった場合の方針変更</li> </ul>
	基本的	支援者ネットワークの構築・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンス</li> </ul>
	付加的	年金受給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給申請</li> </ul>
	付加的	生活保護受給申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護認定の申請</li> </ul>
	付加的	介護保険申請・内容変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険認定の申請・更新</li> <li>・介護保険負担限度額認定の申請・更新</li> <li>・介護保険高額介護サービス費還付申請</li> </ul>
	付加的	障害者医療費助成申請・内容変更	
	付加的	その他各種申請(福祉サービスを含む。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(福祉サービスについて)本人の意思確認</li> <li>・親族との協議(加)</li> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの負担(加)</li> </ul>
	付加的	医療契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思確認</li> <li>・親族との協議(加)</li> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの負担(加)</li> </ul>
	付加的	住宅の改修契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思確認</li> <li>・親族との協議(加)</li> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの負担(加)</li> <li>・大規模な改修契約(加)</li> </ul>
	付加的	転居	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の意思確認</li> <li>・入居先・介護・医療施設を含む。)の選定</li> <li>・入居契約締結</li> <li>・入居・退去に伴う手続手続</li> <li>・親族との協議(加)</li> <li>・医療・福祉関係者等とのカンファレンスの負担(加)</li> <li>・受入困難(加)</li> <li>・残置物処理(加)</li> </ul>
その他	基本的	本人との信頼関係の構築・維持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な本人との面会(面会の目安をどう考えるか?)</li> <li>・自身監護における本人の状況確認と兼ねて行う</li> </ul>
	付加的	後見の後見人への適正な引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ困難(加)</li> </ul>
	報告事務	基本的 後見事務報告書(定期)の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出の遅延、添付書類不足(減)</li> </ul>
3 終了時			
財産管理事務	基本的	事件終了(死亡等の事実を含む。)の關係機関への通知	
	基本的	債務の弁済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定困難(加)</li> </ul>
	基本的	管轄計算	
	基本的	親族への財産引継ぎ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ困難(加)</li> </ul>
	付加的	火葬・埋葬の契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺体の引取(加)</li> <li>・後見人が親族(減)</li> </ul>
	付加的	葬儀契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葬儀を主催(加)</li> </ul>
	付加的	相続人調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人多数(加)</li> </ul>
	付加的	相続財産管理人選任申立て	
	報告事務	基本的 後見事務報告書(最終)の提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出の遅延、添付書類不足(減)</li> </ul>